

平成 26 年度 基礎評価シート

		担当部課等名	健康長寿課					
基本構想	生活の質の向上と定住人口の確保		重点的方針	1. 高齢者の安心な暮らし支援				
分野別方針	(2)介護予防・生活支援サービスの推進		実施計画事業	2)生活支援サービス推進事業(No.3)				
予算等事業名	老人措置事業							
目的	高齢者へ在宅サービスを提供し、安心して地域で生活することが出来る様に支援するとともに、家庭の事情で在宅で生活することが困難な自立高齢者を養護老人ホームへ措置する。							
内容	高齢者福祉の向上を図るため、社会福祉法人へ措置に伴う経費を支給し、運営が健全に行なわれるように取り計らう。							
根拠法令・条例等	老人福祉法							
体制	<input checked="" type="checkbox"/>	町職員実施	<input type="checkbox"/>	一部委託あり	<input type="checkbox"/>	全部委託	<input type="checkbox"/>	その他

中間評価(10月1日現在)

1) 実施計画に示す事業内容どおりに進捗しているか								
<input type="checkbox"/>	① 計画どおりに進捗している		<input type="checkbox"/>	② 計画より遅れている		<input type="checkbox"/>	③ 未実施	
②、③に対する理由								

2) 現時点の状況から次年度以降の経費の削減等は検討できるか								
<input type="checkbox"/>	① 検討できる			<input type="checkbox"/>	② 削減は困難			
理由								

3) 今まで以上の事業の効率化は図れるか								
<input type="checkbox"/>	① 検討できる			<input type="checkbox"/>	② 効率化は困難			
理由								

中間評価	A: 妥当性、有効性、効率性は良好のため現状維持 B: 妥当性・有効性・効率性は良いが、さらに改善の余地がある C: 事業の見直しが必要 D: 計画未実施のため継続の必要性がない(休止・廃止)						
	【説明】						

総合評価

実績	措置高齢者3名						
中間評価との相違点	—						
事業指標(数値指標)	サービス利用者数						
前期(27年度)目標値				2	【目標値の根拠または数値で表わせない指標】		
単位:							
実績値	平成25年度	平成26年度	平成27年度	—			
	3						

事業費の推移と財源の内訳

(単位:千円)

		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
直接事業費		4,884	3,605				
財源内訳	一般財源						
	国庫支出金						
	県支出金						
	その他						

事業の項目別評価

妥当性	(1) 公費を投入して実施することが妥当な事業か A: 妥当 B: どちらかといえば妥当 C: 妥当ではない	A
	【説明】 μを得ない理由(本人が家族等からの虐待をうけている等)により適切なサービスの提供が必要である	
妥当性	(2) 町が主体となって実施する必要があるか A: 町が行わなければならない B: 町が行ったほうがよい C: 委託等の必要がある	A
	【説明】 町が対象者の状況を適切に見極め、措置を適用していくことが求められている。	
有効性	成果が上がっているか A: 十分成果が上がっている B: 成果が上がっている C: 成果が上がっていない	B
	【説明】 町が対象者の状況を適切に見極め、措置を適用している。	
効率性	費用をかけずに成果をあげているか A: 適切である B: 改善の余地がある C: 効率的ではない	C
	【説明】 低所得者等の措置のためにはやむを得ないものである	
総合評価	A: 妥当性、有効性、効率性は良好のため現状維持 B: 妥当性・有効性・効率性は良いが、さらに改善の余地がある C: 事業の見直しが必要 D: 事業継続の必要性がない(休止・廃止)	A
	【説明】 町が対象者の状況を適切に見極め、措置を適用している。	
今後の方針 (課題・意見等を箇条書き)	今後も町が対象者の状況を適切に見極め、措置を適用していく。	

◎評価者[担当主管課長]

<input checked="" type="checkbox"/> ① 現状維持	<input type="checkbox"/> ② 改善して町が実施	<input type="checkbox"/> ③ 改善して町以外が実施	<input type="checkbox"/> ④ 廃止
理由	介護保険制度の導入により、従来の措置制度による高齢者福祉サービスは、基本的に契約による利用形態となったが、介護保険制度導入後も老人福祉法における家族の虐待や介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対して市町村が職権をもって必要なサービスを提供するための措置制度は必要のため。		
今後の方向性	家族との関係性の悪化から身体的虐待や経済的虐待を受けている高齢者も少なくなく、介護保険制度上の契約によることが困難なやむを得ない事由にあたる高齢者は増える傾向にあると考える。それに伴い、受け入れ先を他市町の施設に依頼しているため困難な調整が必要になってくると考えられる。		